

学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的推進について

1. 概要

国の動向

教育活動の充実・改善や、持続可能な地域社会の創生を図りつつ、子ども達の生きる力を育成するため、協働による教育活動の推進等を通じて、地域と学校の新たな連携・協働関係を発展させていくことが必要。
⇒「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、コミュニティ・スクールの設置を努力義務化。

「社会教育法」で地域学校協働活動推進員の委嘱を規定。「第3期教育振興基本計画」において、全ての公立学校でのコミュニティ・スクール設置を目標として明記。「新学習指導要領」において、「社会に開かれた教育課程」の実現を重視。

本市の取組・期待される成果

【コミュニティ・スクール】

- ・令和2年度より教育課題検討委員会において調査・研究。
- ・令和3年度研究校の天台小学校においてコミュニティ・スクールの試行設置・研究。
- ・令和4年度より全小・中学校で制度の導入

【地域学校協働活動】

- ・既に、地域住民とともに登校時の見守りや授業における講師、行事の運営等を実施。
- ・令和4年度より、全小・中学校で1名ずつ、地域学校協働活動推進員を委嘱し、推進員養成講座を実施。

- ⇒・異動等に左右されず、地域との組織的な連携・協働体制が継続可能となる。
- ・地域の実情・学校運営双方の理解が深まり、連携・協働した教育活動が可能となる。
 - ・地域人材を活用した教育活動が充実することで、教職員が子ども達と向き合う時間が確保される。
 - ・人々の学び(社会教育)が豊かになり、その成果が適切に評価される体制が構築される。
 - ・「子どもの教育」という共通目標のもと、従来の地縁団体だけではない新しい地域のコミュニティが生み出されるとともに、地域振興が図られる。

2. 今後の展望

課題

- ・参画する人材不足・偏りにより、目標・ビジョンの共有や熟議が十分に行われず、地域学校協働活動が限定される可能性がある。
- ・特定の教職員や地域住民のみに活動の負担が掛かる可能性がある。
- ・地域全体において、活動への理解が広がらないこと等により、地域内の連携が不十分となる可能性がある。
- ・コーディネート負担の偏りや、地域における活動の担い手が不足する懸念がある。

今後期待される取組

- ・制度の仕組みや活動の周知。
- ・意義の理解や多様な人材の参画促進に向けた取り組み。
- ・地域住民が、活動者同士の情報共有と横連携を行い、できる時にできる人材が力を結集して効果的に活動できるよう、地域で話し合える場の創出や、地域の活動体制の強化。
- ・協議会委員や推進員が、幅広い知識やコーディネート能力を身につけるため、研修や交流により資質向上を図ること。
- ・学校・地域・家庭におけるそれぞれの教育力を高めるという意識を持ち、地域から学校への一方向の活動内容としないよう、意識啓発が必要。
- ・教育委員会と市長部局が連携し、地域や学校に対し積極的な働きかけや継続的な支援を行う体制の構築。

3. 本市が目指す姿

「自分らしく学び続ける」という基本理念の実現に向け、
「『生きる力』を身に付ける」ことが目標

⇒子ども達が多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていくなかで、学校だけでは育まれない実社会に裏打ちされた幅広い知識・能力を育成することが出来る。⇒新しい時代の「生きる力」となる

これから

国では、「地域とともにある学校」への転換と「学校を核とした地域づくり」の推進が掲げられるなか、本市では、どのように地域や家庭へ活動理解を促す取組を実施し、地域や家庭の主体的な参画を図っていくべきか。

○教育大綱・教育振興基本計画における位置づけ

